

周南市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

周南市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

平成28年2月17日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

専 決 処 分 書

周南市条例第 61 号

平成 27 年 12 月 28 日

周南市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

周南市市税条例の一部を改正する条例（平成27年周南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(略)</p> <p>第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>」に改める。</p> <p>(略)</p>	<p>第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所または居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(略)</p> <p>第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び<u>法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u>」に改める。</p> <p>(略)</p>